

矢作川総合第二期地区
明治本流（下流部）耐震化対策里・浜屋工区その3-2工事

現 場 説 明 事 項
（第2回変更）

1．一般事項

1) 見積に関する事項について

- (1) この工事の見積は、工事請負変更契約書案、見積依頼書及び現場説明事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得(以下「見積心得」という。)に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積りには、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4．変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
- ・郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4．変更見積書提出日時の前日(前日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日)までに東海農政局会計課契約係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
- ・電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4．変更見積書提出日時までに完了すること。
- ・電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4．変更見積書提出日時までに tokai_nyusatu@maff.go.jp宛送信すること。

- (2) 本工事の見積に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- (3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2) 部分払について

(変更なしにつき省略)

3) 工事請負契約書案について

(変更なしにつき省略)

4) その他

(変更なしにつき省略)

2．特別指示事項

1) 一般事項

- (1)～(3)(変更なしにつき省略)

- (4) 元請、下請関係の適正化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化(請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は60日以内とすること等)適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。

- (5)～(14)(変更なしにつき省略)

2) 工事概要

特別仕様書（第2回変更）第2章3のとおり。

3) 工事仕様書（共通仕様書、特別仕様書）

共通仕様書、特別仕様書（第2回変更）に示すとおり。

4) 契約に係る事項

別紙のとおり。

3 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは令和7年2月7日17時までに書面（FAXも可）をもって東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所工事第一課長あてに提出すること。

なお、質問があった場合は令和7年2月10日17時までに書面により回答する。

(別紙 - 1)

契 約 に 係 る 事 項

1. ～ 5. (変更なしにつき省略)

6. 支給品について

支給品の時価相当額は以下のとおりである。

名称	規格	単位	価格(円)
2 F付T字45°曲管(φ2350)	STW400 t = 12 L = 5700mm	本	7,272,000
2 F片落管(φ2350×2850)	STW400 t = 13 L = 5405mm	本	10,080,000
2 F45°曲管(φ2850)	STW400 t = 12 L = 2450mm	本	7,002,000
1 Fスティフナー付直管(φ2850)	STW400 t = 13 L = 3725mm	本	6,444,000
フランジ蓋	φ1500	枚	1,170,000
鋼管フランジ接合用ボルト・ナット	φ2850	セット	1,408,500
鋼管フランジ接合用ボルト・ナット	φ2350	セット	829,980
鋼管フランジ接合用ボルト・ナット	φ1500	セット	232,740
止水板	NR系 10×230mm 伸び、沈下 量20mm以上、耐圧0.1Mpa以上	m	6,740
防塵ネット	1.8×3.0	枚	3,000

7. ～ 9. (変更なしにつき省略)

10. 積算上の工期について

本工事の積算上の工期は、令和6年6月5日～令和7年3月25日(294日間)としている。なお、作業について、函体工に係る作業は2班体制で施工を想定しているが、その他の作業については1班体制による施工を考えている。

コンクリート工の工程は、普通ポルトランドセメントにて作成している。また、新設水路上で重機作業及び埋戻は、コンクリート打設後、21日以上経過した後に強度を確認後に行うものとする。

11. ～ 23. (変更なしにつき省略)

24. 令和6年度歩掛調査(土木工事)について

特別仕様書第13章1)に示す歩掛調査にかかる費用として以下に示す金額を見込んでいる。

歩掛調査(敷鉄板設置撤去) 63,000円